

長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（7月15日以降）
～適切な感染防止対策の継続と状況に応じたメリハリある行動による
感染再拡大の抑止と社会経済活動の再生・復活～

令和4年7月15日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

I 現状・基本認識等

1 現状

オミクロン株（BA.1系統）による爆発的な感染拡大を受け、本県を含む最大36都道府県に対して適用された「まん延防止等重点措置」は、2月中旬以降順次縮小され、3月21日をもってすべて解除された。

その後、新規陽性者数が低いレベルまで減少した地域もある一方で、オミクロン株（BA.2系統）への置き換わりが進み、十分に減少しないまま増加に転じ、本県のように過去最多を更新する地域も、特に地方で多く見られるなど、感染状況の推移に差が生じた。5月中旬以降は、新規陽性者数が多い地域で減少傾向となっていたが、6月末には全国的に増加に転じ、7月以降急速に増加している状況である。新規陽性者数の増加に伴い、療養者数は増加し、病床利用率は総じて低水準にあるものの上昇傾向にある。重症者数や死亡者数は低水準で推移している。

本県においては、1月27日から3月6日までの間の全県を対象地域とした「まん延防止等重点措置」の適用等により新規陽性者数がいったん減少に転じたものの、BA.2系統への置き換わりが進んだ3月中旬以降、再び増加に転じ、4月13日には1日の新規陽性者数が868人と過去最多を記録した。その後、確保病床使用率が25パーセントを超えたことから、第6波で2度目となる「医療警報」を4月20日に発出し、高齢者、基礎疾患をお持ちの方やその家族に対する注意喚起や保健所業務の重点化等により対応を行った。新規陽性者数は、大型連休後には一時増加に転じる局面もあったが、ワクチン接種の進展等により増加に歯止めがかかり、確保病床使用率も低下したことから、5月23日に「医療警報」を解除した。その後、新規陽性者数及び確保病床使用率は減少が続いたが、6月末に新規陽性者数が増加に転じ、7月に入り急速に増加している。

この間、従前の流行株と比べて感染力が高い一方、重症化リスクが低いというオミクロン株の特性に鑑み、医療のひっ迫状況を反映させるなど、感染警戒レベルの基準について実情に即した見直しを行った。

また、国が示したマスクの着用の考え方を踏まえ、より実態に即した目安として「マスク着用についての目安」を示すとともに、「信州の安心なお店」認証制度における基準を見直すなど、県民や事業者の皆様が効果的な感染防止対策をとることができるよう取り組んできた。

2 基本認識

現在、BA.2系統と比較して感染者数の増加しやすいことが示唆され、免疫逃避が懸念されているオミクロン株（BA.5系統）への置き換わりが国内でも進んでいる。本県においても7月に入り新規陽性者数が急速に増加しており、いわゆる第7波の入り口に差し掛かっている状況であることから、医療提供体制を安定的に維持するため、迅速な対策の実施、必要な対策の継続、ワクチン接種の促進などに取り組む必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの知見に鑑み、医療・検査体制を維持・拡充させていくことも重要である。

同時に感染状況に応じ、長引くコロナ禍により影響を受ける県民・事業者を支援しながら、社会経済活動を再生・復活させるため、産業の回復と更なる成長を推進するための対策を進めることが重要である。

併せて、自らと周囲の人の健康をご自身の行動で守っていただくとともに、誰もが感染する可能性があるという当事者意識の浸透と、陽性者等を温かく迎える地域づくりを推進する必要がある。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の主体的な行動を基本に対策を講じていく。

以上の認識の下、以下の4点を重点として、対策を進めることとする。

- 1 医療提供体制を安定的に維持するため、的確な対策を実施すること
 - (1) 医療提供体制への負荷等に応じた迅速な対策の実施
 - (2) 必要な感染防止対策の継続
 - (3) ワクチン4回目接種の促進と初回、3回目接種の引き続きの実施
- 2 医療・検査体制を維持・拡充すること
- 3 県民の皆様の暮らしを支え、産業の回復と更なる成長を推進すること
- 4 誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守ること

※本方針中、「法」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）をいう。

II 重点的に取り組む対策

1 医療提供体制を安定的に維持するため、的確な対策を実施することに向けた取組《重点1》

(1) 医療提供体制への負荷等に応じた迅速な対策の実施

① 「感染警戒レベル」及び「医療アラート」による状況把握と迅速な対策の実施

感染状況の変化や医療提供体制に対する負荷の状況に的確かつ迅速に対応できるよう改善を重ねた県独自の感染警戒レベル及び医療アラートによって、圏域ごとの感染リスクや全県の医療提供体制に対する負荷の状況について県民と認識を共有するとともに、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数、入院者数/確保病床数の割合、入院率、重症者数/確保病床数の割合等を常時モニタリングし、正確な情報発信を行う。

医療アラートの発出状況によってレベルの上限を設定した感染警戒レベルに基づき、圏域における対策は「早く、狭く、強く、短く」の考え方を基本とし、必要に応じて、外出自粛、施設に対する営業時間の変更、イベントの中止又は延期の検討の要請等の措置を行うほか、迅速な検査の実施、保健所体制の強化などを行う。

〔危機管理部・健康福祉部〕

② 人の移動が増加する時期を見据えた呼びかけの実施

これまで、お盆、年末年始、ゴールデンウィーク等人の移動が増加する時期に感染が拡大してきたことを踏まえ、連休等により人の移動が増加する時期を見据え、感染防止対策に係る県民及び事業者等への呼びかけを行う。

〔各部局〕

(2) 必要な感染防止対策の継続

① 高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組

高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、市町村等とも連携して、これらの方々への情報発信を強化するとともに、高齢者等の集まる場所の運営者に感染防止に関する注意喚起を改めて行う。

確認された陽性者を迅速に適切な療養へつなぐため、保健所が実施する積極的疫学調査や検査については、重症化リスクの高い方等に重点化して実施する。

〔各部局〕

② 高齢者施設等への支援

感染状況に応じて、高齢者施設等の従事者等を対象にPCR検査等を実施するとともに、当該施設での自主検査を奨励し、経費を補助する。

また、高齢者施設等からの感染対策に係る相談等について、県看護協会と連携し、相談・訪問指導を実施する。

さらに、感染対策のため、自宅に帰宅できない高齢者施設等従事者のために宿泊施設を確保する取組を支援するとともに、高齢者施設等の従事者が療養や自宅待機等で勤務できなくなり、施設運営に支障を来す場合の人材確保等に係る経費を補助する。

〔健康福祉部〕

③ 「新しい生活様式」の改めでの徹底

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう、信州版「新たな日常のすゝめ」、「新たな会食のすゝめ」、「新たな旅のすゝめ」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進する。

とりわけ三密の回避は重要な感染防止対策であり、場面に応じたマスクの着用やマスクをしていても人との間隔を最低1 m空けること、室内においては十分に換気することなどの理解と実践を図る。

また、「新型コロナ『オミクロン株』と闘う県民共同宣言」に賛同いただいた企業等に対し、今後も感染状況等に係る情報を提供し、一人ひとりの適切な感染対策の実践を図る。

これらの感染を防止するための行動については、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方に対しても周知を図り、体調に異変を感じた場合は外出を控え医療機関に相談することなどを呼びかけていく。

なお、ワクチンの効果は完全ではないことから、ワクチンを接種した方に対しても、引き続き感染防止対策を実施するよう呼びかけていく。〔各部局〕

④ 事業者へのガイドラインの周知を通じた感染防止対策の徹底の要請

事業者に対して、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」の周知を図り、適切な感染防止対策（人との距離の確保、マスクの適切な着用、手指の消毒、十分な換気等）の徹底を促す。

（法第24条第9項）

特に、対策本部地方部のガイドライン周知・推進チームにより、市町村や関係団体と連携しながら、機会を捉えて個別の事業者への浸透を図る。

〔各部局〕

⑤ 事業所等での陽性者確認時の対応等

陽性者が確認された事業所等については、当該陽性者との接触状況等に応じた、自主的な健康観察・感染拡大防止対策の実施を要請する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

⑥ 社会機能を維持するための対応

事業活動を継続するために事業継続計画（BCP）を点検又は策定し、実行できる体制の整備を要請する。

地域における社会機能を維持するため、濃厚接触者の待機期間を原則 7 日間（8 日目解除）にするとともに、全ての濃厚接触者において、抗原定性検査キットによる 2 回の検査陰性で最短 5 日目の待機解除を可能とする。

〔各部局〕

⑦ 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示など感染防止対策を徹底するよう要請する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

⑧ 「新しい生活様式」に適応した公共交通機関の利用促進

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用していただけるよう、利用者に対し、時差出勤、マスクの着用及び会話を控えめにすること等感染防止対策への協力の呼びかけを、事業者、業界団体と一体となって取り組む。

〔企画振興部〕

⑨ 安心して飲食店等を利用できる環境づくり

適切な感染症対策を実施している飲食店、宿泊施設、生活関連サービス、娯楽業等について、県が「信州の安心なお店」として認証し、県民が安心して飲食店等を利用できる環境づくりを推進する。

また、すべての人に安心して飲食を楽しんでいただくため、会食の際に気を付けていただくことをまとめた「信州版“新たな会食”のすゝめ」を県民に呼びかけ、「新たな日常」にマッチした会食スタイルの普及により、感染防止対策と社会経済活動の両立を図る。

〔産業労働部〕

⑩ 地域間の往来（帰省、旅行、出張など）

ア 他県への訪問についての呼びかけ（法第 24 条第 9 項）

他県へ訪問される方に、場面に応じた正しいマスクの着用、人との距離の確保、こまめな手洗い・手指の消毒、十分な換気など、基本的な感染防止対策を徹底することを呼びかける。

なお、本県や他都道府県が緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象区域となった場合等には、地域の感染状況等を踏まえた呼びかけを行う。

イ 他県からの来訪についての呼びかけ

帰省や観光等で来訪される方に、次の点を呼びかける。

- ・ 体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感やだるさなど）は来訪を控えるなど「信州版 新たな旅のすゝめ」に沿った対応を取ること。
- ・ 居住地の都道府県等から出されている都道府県間の移動についての要請等を踏まえて来訪について判断すること。
- ・ 来訪中や来訪後に体調に異変を感じた場合は、医療機関に相談すること。

〔危機管理部・観光部〕

⑪ 観光地・観光施設における感染防止対策

観光関連事業者に対し各業界におけるガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼するとともに、関係機関と連携・協力して、従業員の体調管理や共同生活における注意事項の周知など、事業所内での感染拡大防止対策を促進する。

また、本県を訪れる観光客に対しても「信州版 新たな旅のすゝめ」を活用し、感染防止対策への協力やワクチン接種の検討を積極的に呼びかける。

〔健康福祉部・観光部〕

⑫ 農業分野における感染防止対策

農業関係団体を通じて、農家に対し感染防止対策の徹底を依頼するとともに、特に県外から雇用人材を受け入れる産地においては、市町村やJ Aと連携し、派遣団体による地域に入る前の事前検査や、従業員の体調管理・共同生活における注意事項の周知を通じ、感染防止対策の徹底を図る。

また、外国人の農業従事者に向けて、多言語により感染防止対策の情報を発信する。

〔農政部・県民文化部〕

⑬ 学校における取組

ア 県立学校

「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」に基づき、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、圏域ごとの感染警戒レベルによる対策を実施する。

特に、感染力や重症化リスクなどの特性を踏まえ、予防的対策と陽性者発生時の基本的な対応により感染リスクを可能な限り低減し、子どもたちの学びを最大限保障する。

なお、児童生徒等に陽性者が発生し、一時的に学校を休業する場合においては、児童生徒の状況に応じて、オンライン授業などにより学びの継続を図る。

イ 市町村立学校、私立学校

各設置者に対して同様の取組をするよう依頼する。

〔教育委員会・県民文化部〕

⑭ 高等教育機関における感染防止対策

大学、専門学校等に対し、授業や寮生活等、学内での感染防止対策等の徹底を依頼するとともに、学生の飲み会やカラオケ、課外活動等での感染防止対策の徹底を周知するよう依頼する。

〔県民文化部〕

⑮ 保育所等における感染防止対策

保育所等については、引き続き以下の基本的な感染対策を徹底しながら原則開所することを依頼する。

- ・ ゼロ密、正しいマスクの着用、適切な手洗い・手指消毒、定期的な換気等を徹底すること。
- ・ 職員（児童）の出勤（登園等）時の健康確認の徹底、体調不良時は出勤（登園等）せず早期受診を促すこと。
- ・ 出勤（登園等）後に体調不良を認めたときは、早期受診の呼びかけを徹底すること。（職員の場合は、抗原定性検査キットの活用も検討）
- ・ 職員（児童）の家族が体調不良の場合は、当該家族がかかりつけ医等に相談した結果が判明するまで出勤（登園等）しない等、慎重に判断すること。
- ・ 職員が飲食中に会話をしたり、休憩時にマスクを外して会話することがないように徹底すること。

〔県民文化部〕

（3）ワクチン4回目接種の促進と初回、3回目接種の引き続きの実施

① 4回目接種

4回目接種は、重症化予防を目的に3回目接種から5か月を経過した「60歳以上の者」、「18歳以上で基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者」を対象に接種が始まっている。県では令和4年6月以降、以下の基本方針を市町村と確認し接種を進めている。

- ・ 努力義務の有無にかかわらず対象者すべてに積極的な接種を勧める。
- ・ 人との接触機会が増えるお盆までに可能な限り多くの対象者へ接種を進める。特に、高齢者入所施設での接種については、施設の嘱託医や医療関係団体に協力を依頼し、希望者に対する接種を速やかに進める。

また、接種対象者のうち基礎疾患を有する者等については、市町村において対象者の把握や接種券の発行について様々な工夫を行うほか、医療関係団体や医療機関等の協力のもと、かかりつけ医等の接種勧奨などにより、希望者が確実に接種できるよう対応する。

接種が可能となる方が7月後半から8月初めにかけて集中することから、県内9か所の県接種会場での4回目接種の実施や、3回目接種同様に高齢者施設等への巡回接種などに取り組み、引き続き市町村接種を補完・支援することで、対象者への速やかな接種を進める。

なお、今後医療従事者、高齢者施設等従事者への接種が開始された際には、対象者への速やかな接種を推進していく。

② 初回（1・2回目）接種及び3回目接種

これまでの接種促進の取組により、令和4年7月15日現在、県民の7割近くが既に3回目接種を受けている。初回（1・2回目）接種及び3回目接種については、今後も接種体制を維持することで、引き続き未接種者への接種を進める。

ア 初回（1・2回目）接種

初回（1・2回目）接種は、5～11歳の小児への接種を含め、各市町村で各市町村内もしくは近隣市町村と連携して接種体制を確保しており、引き続き希望者が接種できる体制を維持していく。

また、特例臨時接種における国内4種類目のワクチンとして組換えタンパクワクチンが、令和4年5月25日から使用することが承認された。これまでアレルギー等によりmRNAワクチンの接種が受けられなかった方を含め、未接種の方に改めて接種を検討いただけるよう、市町村及び県接種会場において、接種体制の確保を図る。

イ 3回目接種

3回目接種については、比較的未接種者が多い若年層を中心に各市町村で4回目接種と並行して希望者への接種を実施している。

県接種会場においても、4回目接種と併せて希望者への接種を引き続き実施し、市町村の接種体制の補完・支援を行うとともに、副反応が少ないといわれている組み換えタンパクワクチンも活用しながら、未接種者への接種を進めていく。

③ 県の役割

県は国、市町村、医師会、医療機関等の関係者間の調整を図り、接種を希望する県民が安心・安全に、落ち着いた環境の中で接種を受けられるように、主として以下の事項を担う。

ア 市町村が実施する接種への支援

県は接種が円滑に進むよう、県接種会場の設置、高齢者施設への巡回接種、ワクチンの広域調整、医療従事者の派遣といった市町村接種の支援を行う。

イ 接種促進のための広報の実施

県民が安心して接種できるよう、長野県新型コロナウイルスワクチン接種アドバイザーチームが作成したワクチン接種の必要性や接種の効果・副反応等についてわかりやすく整理したリーフレットを配布・掲示するとともに、新聞広告やテレビCM、ラジオ放送といったメディアの活用や、公共交通機関や商業施設へのポスター掲出などにより、対象者への周知・啓発を図る。

ウ 専門的相談体制の確保

ワクチン接種に対する県民の理解を深め、不安を解消するため、ワクチンの効果や副反応等について、情報発信に努めるとともに、ワクチン接種相談センターにおいて相談を受け付ける。

エ 副反応等に対応する医療体制の確保

ワクチン接種後の副反応を疑う症状に対して、接種医などの身近な医療機関からの紹介により、県が確保した専門的な医療機関を円滑に受診できる体制を整備している。

〔健康福祉部〕

2 医療・検査体制を維持・拡充することに向けた取組《重点2》

(1) 保健・医療提供体制の確保

入院医療については、患者受入病床を確保病床と緊急的対応病床*合わせて 660 床（うち重症用 43 床）確保しているところであり、引き続き一般医療とコロナ医療を両立した病床の運用を図るほか、圏域内で入院できない場合は、県調整本部が受入先を広域的に調整する。

また、26 か所の後方支援医療機関を中心に、コロナ回復後も引き続き入院治療が必要な高齢者等の転院・転床を速やかに進め、患者受入病床の効率的な運用を図る。

さらに、感染が急拡大し、入院すべき患者が入院できなくなる恐れがある場合は、医療機関に病床の更なる拡充を働きかけるほか、酸素投与が可能な臨時医療施設の設置などを医療関係者と協議していく。

宿泊療養施設については、5 施設 658 人程度の受入体制を確保するとともに、自宅療養を原則化し、宿泊療養の対象者を自宅療養が困難な陽性者とするにより、療養者がさらに拡大しても対応可能な体制を引き続き維持していく。また、必要に応じて更なる宿泊療養施設の開設も検討していく。

自宅療養については、感染の拡大に対応するため、「健康観察センター」における健康観察体制を見直し、重症化リスクがない場合は療養者自身が健康観察を行うこととし、健康観察を重症化リスクのある有症状者に重点化するとともに、電話診療等を実施し、引き続き自宅療養者が増加した場合も効果的に対応できる体制を維持しつつ、感染状況に応じてセンターの体制を見直していく。また、罹患後症状（いわゆる後遺症）についての相談に対しても、必要に応じて受診勧奨等を行っていく。

中和抗体薬や経口抗ウイルス薬については、引き続き医療機関や薬局と連携の上、投与が必要な方に速やかに投与できる体制を強化していく。

保健所の人員体制については、引き続き重症化リスクのある者等を、迅速に適切な療養へつなぐことができる体制を維持するとともに、感染拡大時には必要に応じて体制の強化を検討する。

※ 全県の確保病床使用率が 70%を超える恐れが生じる状況となった場合、一般医療を制限し稼働の要請を行う病床〔健康福祉部〕

(2) 検査体制等の整備・拡充

これまで、診療・検査医療機関の指定、外来・検査センターの設置、PCR 検査を実施する県内外の民間検査機関との委託契約の締結、医療機関等の検査機器購入支援、薬局等における検査体制の整備などにより検査能力を拡充するとともに、市町村と連携した抗原簡易検査キットの配布など、陽性者を早期に発見するための検査を機動的に実施し、感染拡大防止に努めてきた。

これらの検査能力を活用し、引き続き必要な検査を迅速に実施するとともに、社会経済活動と感染対策の両立のための検査の浸透に努め、感染拡大傾向時には、必要に応じて、感染不安を感じる無症状の県民に対する無料検査の実施を検討する。

(法第 24 条第 9 項)

また、保健所に抗原簡易検査キットを一定数備蓄し、緊急時には、検査を必要とする施設で活用する。

ゲノム解析については、県環境保全研究所等において実施するとともに、感染拡大時には検体数を増やし、変異株の流行状況を的確に把握する。

〔健康福祉部〕

(3) 医療資材・人材の確保等

診療・検査医療機関を含む医療機関に対しては、県としてマスク等の必要な医療資材の需要を把握しつつ、陽性者の急激な増加により緊急に医療資材を必要とする場合に、供給できるよう備蓄を図る。

併せて、各種検査資材等については、国へ安定供給体制の構築を求めていくとともに、市場供給の状況を注視する。

また、人員が不足する医療機関等に対しては、必要な人的支援を機動的に行っていく。

社会福祉施設に対しては、感染症対応時に使用する衛生用品の購入費用への補助と、人的支援が必要な場合における速やかな応援職員の派遣とその経費の支援を合わせて行う。

〔健康福祉部〕

(4) 医療機関、社会福祉施設等におけるクラスター感染の拡大防止等

重症化リスクの高い方が利用する医療機関や社会福祉施設等における院内（施設内）感染を防止するため、従事者等に発熱等の症状がある場合には、速やかに医療機関を受診するよう促すとともに、院内（施設内）において陽性者が発生した場合には、その濃厚接触者に対して幅広く検査を実施する。

加えて、感染警戒レベル4以上が発出された地域における社会福祉施設従事者等の自主検査に要する費用を補助するなど、感染拡大防止に係る取組を支援する。

また、クラスター感染の拡大を防止するため、発生施設に対し速やかにクラスター対策チームを派遣する。

社会福祉施設に関しては、面会を実施する場合の具体的な留意点等を含め、施設内感染の防止策の徹底を周知する。

〔健康福祉部〕

3 県民の皆様の暮らしを支え、産業の回復と更なる成長を推進することに向けた取組《重点3》

(1) 長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

感染拡大防止と経済活動の活性化との両立を図りつつ、本県経済の回復と更なる成長につなげるため、長期化するコロナ禍に加え、原油価格・物価の高騰等の本県経済への影響を共有するとともに、経営の下支えなどの足下の対策やコロナ収束後を見据えた中長期的な施策について、市町村等の関係団体とともに検討する。

〔産業労働部〕

(2) ワクチン接種等を踏まえた社会経済活動の活性化

感染拡大防止と経済活動活性化の両立に向け、ワクチン接種を推進するとともに、感染状況に応じて検査の活用を推奨する。この場合、薬局等の協力の下、検査を必要とする方が検査しやすい環境の整備を行う。

また、感染が拡大している時期でも安定した経済活動を継続するため、国の方針等を踏まえ、所要の対策を実施する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部・観光部〕

(3) 経営を継続し雇用を守る事業者への支援

地域振興局及び労政事務所に設置している「産業・雇用総合サポートセンター」において事業者が必要な支援を受けられるよう相談や国の雇用調整助成金などの支援策の紹介、申請に係るアドバイス等を行う。また、長野県よろず支援拠点において、各専門分野のコーディネーターが事業者の相談に応じる。

〔産業労働部〕

(4) 中小企業の持続可能な経営形態への転換支援

新型コロナウイルス感染症に加え、資源価格の高騰等、環境の変化に対応するため、意欲的に事業再構築や生産性向上など持続可能な経営形態への転換や経営の安定化を図る中小企業を支援する。
〔産業労働部〕

(5) 資金繰り支援等の実施

新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格・物価の高騰等の影響を受ける事業者を対象に7月から「経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）」の限度額を引き上げ、事業者の円滑な資金繰りを支援する。
〔産業労働部〕

(6) 失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携により県社会福祉協議会に造成した「長野県あんしん未来創造基金」を活用し、新型コロナウイルスの影響による失業者等に対して、本格就労に向けた職場体験研修を行うなど、一般の就労支援で就職につながない方の就労を支援し、生活資金の確保を図る。

また、「緊急就業支援デスク強化事業（Job サポ）」を継続し、人手不足分野とのマッチングや職業訓練の提案など、引き続き失業者一人ひとりに寄り添った就労支援を実施するとともに、地域振興局の求人開拓員や女性就業支援員等と連携し、離職した子育て中の女性や障がい者などの就労促進を図る。

さらに、ジョブカフェ信州におけるキャリアコンサルティング等により、若年者の職業的自立や非正規雇用労働者の正規就労を促進し、安定した雇用に結びつける。

労政事務所において、事業所から休業手当が支給されない場合に労働者が自ら申請できる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の活用を引き続き支援する。

労働局・市町村教育委員会等の関係機関と連携して、小学校の臨時休業等により、保護者が仕事を休まざるを得ない場合に利用できる「小学校休業等対応助成金・支援金」を周知する。

〔産業労働部・教育委員会〕

(7) 信州地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入など、各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

(8) 「新しい生活様式」に適應した事業活動の支援

長野県の事業者が運営するECサイトや、キッチンカー、テイクアウト等「新しい生活様式」に適應した事業に取り組んでいる事業者の情報を発信する「オールNAGANO モール」、「販売機会マッチングNAGANO」等により、販路拡大に向けて支援する。
〔営業局〕

(9) 市町村を通じた事業者支援

市町村への交付金により、第6波で影響を受けている事業者を地域の実情に応じてきめ細かく支援する。〔産業労働部〕

(10) 営業時間短縮の要請等に応じた飲食店への協力金の早期支給

協力金を支給することとなった場合には、提出書類の簡素化や電子申請を実施し、協力金の迅速な支給に努める。〔産業労働部〕

(11) 観光産業振興に向けた取組

感染状況の注視及びワクチン接種・検査を活用しながら、長野県民及び近隣・中部ブロック等の県民を対象とした「県民支えあい信州割 SPECIAL（宿泊割・日帰り割）」を円滑に実施し、観光需要の早期回復を図る。なお、今後予定されている全国旅行支援(県民割の全国拡大)についても、国の動向を踏まえながら、速やかに実施できるよう準備を進める。また、登山における公益的機能を担う山小屋について、支援金等の給付により支援する。さらに、国の水際対策緩和に合わせ、海外に向けたプロモーション等を実施し、インバウンド需要の獲得を目指す。

令和4年度をコロナ禍からの回復を目指す「信州観光復興元年」と位置づけ、観光関連事業者等と連携し県内各地の四季の魅力をPRする観光プロモーションを展開する。また、アウトドア等の県が推進する観光テーマに沿った観光地域づくりの支援、SDGsを学ぶ体験型の修学旅行等に対する助成を通じた団体客の誘致に取り組む。

「After コロナ時代を見据えた観光振興方針」において、各地域が目指す方向性として位置付けた「安全・安心な観光地域づくり」、「長期滞在型観光の推進」、「信州リピーターの獲得」の3つの柱に基づき、市町村、観光関係者と一体となり中長期的な視点での観光振興・観光地域づくりに取り組む。

〔観光部〕

(12) 新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守るため、部局横断で生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

特に、厚生労働省が公表した自殺統計によると、令和3年の自殺者数は、長野県では若干減少しているものの、健康問題や経済・生活問題による自殺者が増加している。自殺対策を専門に行っているNPO法人等と協力の上、対象を特化した自殺対策の推進を図るとともに、関係部署等との情報共有・連携を図りながら自殺対策に取り組む。〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕

(13) 農家等の経営継続と県産農産物の消費拡大に向けた取組

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、高収益作物などへの転換に必要な経費等を支援するなど、農家の営農継続を後押しするとともに、労働力を必要とする経営体への雇用人材確保に向けた支援を継続して行う。

また、県産米や県産花き等の購入促進のPR、県産農産物の学校給食への食材提供や直売所等での販路拡大の推進などにより、県産農産物の域内消費の拡大や海外での販売促進活動など新たな需要創出による販路の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

(14) 林業事業体の事業継続に向けた取組

林業における雇用の維持を図るため、森林病虫害被害による枯損木の利活用に対する支援や林業労働力のマッチングの仕組みの構築など、林業活動の活性化や林業事業体の事業継続に向けた取組を支援する。

〔林務部〕

(15) 生活を支える公共交通の確保

県民の生活を支える公共交通の維持・確保のため、交通事業者が行う新しい生活様式に適応した利用促進の取組や公共交通の安全・安定的な運行継続等を支援する。

〔企画振興部〕

(16) きめ細かな相談支援の実施等

失業や離職等により生活に困窮する方の住まいの確保や就労先の確保・定着等のため、県が設置する生活就労支援センター「まいさぼ」の体制強化により、引き続き地域の関係機関と連携した、きめ細かな相談支援を行う。

また、「どこに相談したらいいかわからない」、「どんな支援があるかわからない」などの声にお応えし県民の皆様の不安の解消等につなげるための相談を、「新型コロナウイルスお困りごと相談センター」において継続して行う。

さらに、不安や困難を抱える女性に対する緊急支援として、県社会福祉協議会やこども食堂を運営するNPO法人に委託し、きめ細かな相談支援や生理用品の配布等を行う。

〔企画振興部・健康福祉部・県民文化部〕

(17) 生活困窮者への支援

生活福祉資金特例貸付、住居確保給付金、及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間を令和4年8月末まで延長する。

また、生活福祉資金特例貸付に係る償還の負担軽減のため、国の償還免除措置に加え、県独自に償還金の一部を補助する。

これらの様々な支援策を必要とする方が確実に利用いただけるよう、SNSなども活用しながら県民に向けた周知の徹底を図っていく。

さらに、コロナ禍で生活に困窮する家庭や学生を支援するため、県が緊急に確保した食料品や、フードバンク実施団体とともに実施したフードドライブ等で提供された食料品を活用し、信州こどもカフェや生活就労支援センター「まいさぽ」等を通じて食料支援を行うほか、新たにトイレットペーパー、タオル、LED電球などの生活必需品の提供を行う。

〔健康福祉部・県民文化部〕

(18) ひとり親世帯の支援

引き続き保健福祉事務所の母子・父子自立支援員等が相談をお受けする等、困難な状況にあるひとり親世帯の支援を行う。

※ 市にお住まいの方については、各市が実施

〔県民文化部〕

(19) 子どもの居場所の支援

With コロナの状況下においても、信州こどもカフェを継続的に運営できるよう、県社会福祉協議会を通じた運営費の支援を行う。

〔県民文化部〕

(20) 多言語及び「やさしい日本語」を活用した情報発信の強化

感染防止対策や早期受診等呼びかけるため、日本語での情報が届きにくい外国人県民に向け、多言語及び「やさしい日本語」により、市町村や関係団体等を通じ発信する。

また、SNS等を活用し効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部〕

4 誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守ることに向けた取組《重点4》

(1) 人権への配慮

患者・陽性者、医療機関や福祉施設等に勤務されている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々、ワクチンを接種しない、あるいは接種できない方々、また、その家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発などの取組を行うとともに、感染が拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対する差別や誹謗中傷を行わないよう呼びかける。

また、「新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口」により、誹謗中傷等による被害者を支援する。

〔県民文化部・各部局〕

(2) 誹謗中傷等を抑止し、温かい社会をつくる取組

誹謗中傷等が発生する仕組みや対応についての気づきと示唆を与え、意識変容、行動変容を図って誹謗中傷等を抑止するとともに、陽性者等の気持ちに寄り添い、治療を終えた方等が安心して日常生活に戻ることができる地域・社会をつくる取組を、国、市町村、経済団体等及び県民と一丸となって展開する。

〔県民文化部・各部局〕

5 その他重要な事項

(1) 県有施設についての取扱い

県有施設（集会施設、展示施設、スポーツ施設、美術館、図書館等）については、感染防止対策の徹底を図りながら運営することを基本とする。

なお、一定程度感染が拡大している状況において、施設における対策の徹底が困難な場合等には、休止等の措置を検討し、市町村に対しても県と同様の対応を行うよう依頼する。

〔各部局〕

(2) 県以外が主催するイベントに対する要請

イベント主催者等に対し、以下の基準を遵守するよう要請する。

また、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して協力を要請する。

参加者が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントを実施するイベント主催者等に対し、「感染防止安全計画（以下「安全計画」という。）」を策定し、イベント開催日の 2 週間前までを目途に県に提出するよう依頼する。

また、安全計画策定の対象とならないイベントについては、感染防止策等を記載した「イベント開催時のチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）」をイベント主催者等が作成し、HP 等で公表するとともに、当該チェックリストをイベント終了日から 1 年間保管するよう依頼する。

なお、安全計画及びチェックリストの作成等については、別途通知する手続きに沿って行うこととする。

（法第 24 条第 9 項）

【イベントの開催基準】

①安全計画を策定し、県による確認を受けた場合

- ・ 人数上限は収容定員まで、収容率の上限を 100%とする。（大声なしの担保が前提。）

②それ以外の場合

- ・ 人数上限 5,000 人又は収容定員の 50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を 50%（大声での歓声、声援等が想定される場合等。以下「大声あり※」という。）又は 100%（大声なし）とする。

※ 「大声」を「観客等が、(ア) 通常よりも大きな声量で、(イ) 反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

〔各部局〕

(3) 県主催イベントの実施のための当面の判断基準

県主催イベントについては、5 (2) に記載した「イベントの開催基準」に従い実施する。県としては、民間等が主催するイベントの参考となるよう、感染防止に最大限の注意を払いながらイベントを実施することとする。

また、集会や会議等の開催に当たっては、多人数が集まる場への参加を控えたい方がいる場合も想定し、予めの意見聴取やリモートによる参加等、直接参加に代わる手段の設定や、不参加も許容されるものであることの周知などを検討する。

急激な感染拡大が生じた場合等にあっては、イベントの中止や施設の閉館等が必要な場合が想定され、そうした事態にも常に備えておくこととする。

〔各部局〕

(4) 避難時における新型コロナウイルス感染症対策の取組

市町村と連携した「信州防災逃げ遅れゼロプロジェクト」の一環として、住民が「3密」を避けた多様な方法による避難ができるよう、避難所への避難のほか、知人・親戚宅への避難を検討することの周知、指定避難所以外のホテル・旅館等の避難先の確保などに取り組む。

また、「長野県避難所運営マニュアル策定指針」等を参考に、避難所の感染症対策を適切に実施できるよう市町村等に対し、必要な情報提供を行う。

〔危機管理部・健康福祉部〕

(5) 県民に正確な情報や県としての方針を的確に伝えるための情報発信・広報

県民に対し、正確かつ有効な情報を届け、適切な行動を促すため、感染拡大防止の対応等に係る機動的な情報発信を行う。

〔各部局〕

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症対策の実施体制

1 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部（県対策本部）

- ・ 県対策本部は、新型コロナウイルス感染症対策を迅速かつ総合的に推進し、県民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。
- ・ 政府により緊急事態宣言が行われた場合には、法に基づき必要な措置を講じる。

(1) 構成

- ・ 本部長：知事
- ・ 副本部長：副知事
- ・ 構成員：教育長、警察本部長、危機管理監・産業政策監・各部局長
- ・ 事務局：危機管理部・健康福祉部

(2) 所管事項

- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生動向の把握に関すること
- ・ 県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること
- ・ 県内における新型コロナウイルス感染症に関する適切な医療の提供に関すること
- ・ 県内発生時における社会機能維持に関すること
- ・ 国、市町村、関係機関との連絡調整に関すること
- ・ 県民に対する正確な情報の提供に関すること
- ・ その他県対策本部の設置目的を達成するために必要なこと

2 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部地方部（地方部）

- ・ 地方部は、所管する地域における新型コロナウイルス感染症対策の円滑、適切な実施を図る。

(1) 構成

- ・ 地方部長：地域振興局長
- ・ 副地方部長：地域振興局副局長、保健福祉事務所長、建設事務所長、警察署長、その他
- ・ 構成員：担当課長等
- ・ 事務局：地域振興局

(2) 所管事項

- ・ 県対策本部の方針に基づき、医療の確保、感染拡大抑制に必要な措置及びその他危機管理と感染防止に必要な事項等について、地方部ごとの判断及び対応を行う。また、市町村及び関係機関へ速やかに情報を伝達し、市町村及び関係機関における危機管理体制の立ち上げを要請するとともに、連絡体制を確認する。
- ・ 連絡調整のため必要のある場合は、市町村及び関係機関に対して地方部の会議に出席を求め、又は市町村及び関係機関との協議会を設置するなど、体制を整備する。

3 長野県新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会

- ・ 専門的知見を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策を進めるため、医学・公衆衛生分野の専門家等で構成される長野県新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会を開催し、意見を聴く。

(1) 構成

- ・ 学識経験者（医学・公衆衛生分野）、医療関係者
- ・ 事務局：危機管理部・健康福祉部

(2) 目的

- ・ 県が迅速かつ的確な新型コロナウイルス感染症対策を講じるため、必要に応じて随時、県内の状況、対策の方向性等に関して意見を聴く。

4 生活経済対策有識者懇談会

- ・ 新型コロナウイルス感染症による県民生活や県内経済への影響の最小化を図るため、幅広い分野に関する有識者や市町村関係者等で構成される有識者懇談会を開催し、意見を聴く。

(1) 構成

- ・ 法律、県民生活、経済等の幅広い分野に関する有識者、市町村関係者等
- ・ 事務局：危機管理部

(2) 目的

- ・ 新型コロナウイルス感染症による県民生活や県内経済への影響について把握するとともに、その影響の最小化を図るため、必要に応じて随時、県内の状況、対策の方向性等に関して意見を聴く。

この対応方針は、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生を減らすとともに、医療提供体制の崩壊を防止することにより、もって県民の生命と健康を守るため、今後講じるべき対策を整理し、法第 18 条第 1 項に規定する政府基本的対処方針を踏まえ、長野県としての対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものであり、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例(令和 2 年長野県条例第 25 号。以下「条例」という。) 第 4 条に基づく基本の方針である。

また、本対応方針中、法の根拠規定を記載した取組以外は、条例に基づき実施するものである。

なお、「新型コロナウイルス感染症対策・長野県の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 31 日）」は令和 3 年 11 月 25 日以降、本対応方針に統合した。

新型コロナウイルス感染症対策の目的 概念図

